

Kターン奨励金制度廃止のお知らせ

～Kターン若者雇用拡大奨励金制度～

久慈市では平成27年度から、久慈市にK(U・J・I)ターンをし、就職した若者に奨励金を交付する事業を実施しております。本制度につきまして、令和6年2月29日(木)までに就職された方への交付をもちまして制度を廃止することとしましたので、お知らせいたします。

【奨励金の対象となる方】

次のすべてに該当する方が対象です。

- ①雇用された時点で40歳未満の方
- ②常用雇用者として雇用されている方で
令和6年2月29日までに雇用された方
- ③雇用された日から6か月が経過した方
- ④申請した日において久慈市に住民登録し、市内の事業所に勤務している方
- ⑤市内に住民登録し、270日以内に雇用された方
- ⑥3年間市外に転動しないと事業主が認めた方
- ⑦納期の到来した市税を完納している方

【申請期限について】

制度廃止に係る措置として、申請期限を以下のとおり変更いたします。申請を検討されている方につきましては、確認をお願いいたします。

○変更前

常用雇用者として雇用された期間が6か月を経過した日から1年以内

○変更後

常用雇用者として雇用された期間が6か月を経過した日から1年を経過した日又は**令和6年12月31日のいずれか早い日まで**

※事業主への奨励金についても同様の申請期限となります

【申請の手続き】

交付に係り申請書類を提出していただく必要があります。また、申請期限が変更となっていることから、奨励金の対象で未申請の方におかれましては下記お問い合わせ先へご連絡をお願いいたします。

(申請書ダウンロード)

<https://www.city.kuji.iwate.jp/>

久慈市 Kターン奨励金

検索



●お問い合わせ・お申し込み先 〒028-8030 久慈市川崎町1-1 ✉kigyoun@city.kuji.iwate.jp
久慈市 企業立地課 TEL:0194-75-3891 FAX:0194-52-3653

